5 障害とリハビリテーションの展開

リハビリテーションとは心身に何らかの障害が残った段階で、個人を社会生活に復帰させるための対策である。また、リハビリテーションは、疾病の治癒より障害の軽減を目指す。したがって、障害のとらえ方によってリハビリテーションも変容する。

1. 障 害

障害とは、生活上の困難・不自由・不利益である。従来、障害はポリオ(急性灰白髄炎)や四肢の切断にみられるような疾病(外傷や一時的異常を含む)の結果生じたもので、疾患が固定して治らない状態であった。しかし、現在の先進国において増加している生活習慣病や精神疾患は、疾病の症状内にすでに障害が共存している。したがって、従来に比べ近代の障害への取り組み方(リハビリテーション)は、変化しつつあると考えられる。また、QOLやノーマライゼーションの概念および国際生活機能分類(ICF)などによって、障害のとらえ方は従来の医学的診断によるものでなく、障害者の心理・価値観などの個人因子とバリアフリーなどの環境因子も考慮していく必要性がある。

2. リハビリテーション

脳卒中などの生活習慣病は、疾病の症状内にすでに障害が共存している.したがって、 リハビリテーションは、できる限り障害を残さないようにするために、発症早期より開 始する

リハビリテーションは患者の心身機能の向上と維持を目的としている。医学的リハビリテーションは、理学療法、作業療法および言語聴覚療法を中心として、リハビリテーション専門医・リハビリテーション看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・義肢装具士・ソーシャルワーカーなど多数の専門職の協業によって行われる。また、リハビリテーションは、国際生活機能分類(ICF)などの影響を受け、治療的アプローチ、代償的アプローチおよび環境改善的アプローチに分類できる。

B 感染症の予防



1 感染症の現状

日本などの先進国では、感染症の患者数と罹患率が大きく減少したが、高齢者などの 免疫力の衰えた患者への日和見感染症が問題になっている。一方、発展途上国において は、感染症の流行が認められ、感染症による死亡者の数も非常に多い。多くの発展途上 国が、熱帯・亜熱帯に位置するので、現在の大量・迅速化した国際交流によって、熱帯 医学で扱われる風土病的感染症が、輸入感染症として、国内に持ち込まれないための対 策が重要視されている。また、人獣共通感染症(人畜共通感染症)は、野生動物が自然 宿主であることもあり対策がむずかしい。

最近、人類が今まで体験したことのない強い病原性と感染力を有した感染症が、次々

表 4-2 新興感染症と再興感染症

| | 定義 | 具体的疾患 |
|--|---|--|
| 新興感染症 Emerging infectious disease | 今まで知られておらず新しく認識された感染 症で、世界的規模の流行を起こす兆しが認め られたり、実際に流行しており、かつ、人類 の存続に脅威となる可能性を有する感染症 | HIV 感染症, エボラ出血熱, 腸管出血性大腸菌 (0157: H7), ニパウイルス感染症, SARS, ウエストナイル熱, 新型インフルエンザ, 新型コロナウイルス感染症 |
| 再興感染症 Re-emerging infectious disease | 以前から知られていた重篤な感染症のうち, 世界的規模の流行を起こす兆しが認められた り、実際に流行している感染症 | コレラ, ジフテリア, ベスト, 結核, マラリア, インフルエンザ |

と出現している。これらの感染症を新興感染症と呼んでいる (表 4-2)。また,以前から知られていたが,最近になって全世界レベルで流行やその兆しが認められる感染症を再興感染症と呼んでいる (表 4-2)。実際,世界中で最も流行している感染症は,新興感染症では HIV 感染症,再興感染症では結核症とマラリア症である。日本は先進国のなかで最も結核症患者の多い国である。したがって,日本は国内・国外で流行している感染症の対策のうえに,未知の新興感染症の流行に備える必要がある。そのため,わが国では,従来からの感染症に関する法律を統廃合し,1999(平成 11)年,『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』(感染症法)が公布された。また,感染者に対する医療だけにとどまらず,政府の発する「緊急事態宣言」のもと,国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする『新型インフルエンザ等対策特別措置法』(特指法)も、2012(平成 24)年に公布された

新興感染症としての新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)を原因とする感染症である。本感染症は、2019 年 12 月、中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎患者の集団発生を皮切りに、世界的流行(pandemic)を引き起こし、世界保健機関は公衆衛生上の緊急事態を2020 年 1 月 30 日に宣言した。本感染症の流行は、世界中で社会活動、経済活動に多大な影響を及ぼしている。日本国内では、2020(令和 2)年 1 月にはじめての患者が報告されたあと、『感染症法』の指定感染症(本章、p.57 参照)に指定された。さらに 4 月には初の『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づく緊急事態宣言(6 月末まで、本章、p.63 参照)が公示され、新規感染者数がいったん減少したものの、その後、再び流行が拡大し、2020 年 12 月の段階で国民生活に大きな影響を及ぼしている。

2 感染症の成立

1. 感染症の自然史(感染と発症)

感染とは、病原体が生体に付着し、組織内・細胞内に侵入して増殖することである。 はっきりとした症状を示す場合を顕性感染、はっきりとした症状を示さない場合を不顕 性感染と呼んでいる。感染症の予防において、感染症の自然史を理解することは大切で ある(図 4-3).

(1) 病原体の特性

病原体の特異性は、病原性、感染力および免疫原性で説明される。

a. 病原性

病原性とは、病原体が病気を起こす力である。感染発症指数(感染者中発症する者の

48 <u>4 疾病予防と健康管理</u> 49